

生駒市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現行			改正案		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき生駒市教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の内部組織及び事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 教育総務部</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき生駒市教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の内部組織及び事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 教育総務部</p>		
課名	係名	事務分掌	課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	(1) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (2) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 (8) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 (9) 関係機関との連絡調整に関すること。 (10) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。	教育総務課	庶務係	(1) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (2) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 (8) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 (9) 関係機関との連絡調整に関すること。 (10) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。

		<p>(11) 学校施設の設置、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(12) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。</p> <p>(13) 通学路の安全対策に関すること。</p> <p>(14) その他学校施設に関すること。</p> <p>(15) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p><u>(16)</u> 事務局、部及び課の庶務に関すること。</p> <p><u>(17)</u> 部内の他課の所管に属さないこと。</p>			<p>(11) 学校施設の設置、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(12) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。</p> <p>(13) 通学路の安全対策に関すること。</p> <p>(14) その他学校施設に関すること。</p> <p>(15) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p><u>(16)</u> 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</p> <p><u>(17)</u> 総合教育会議に関すること。</p> <p><u>(18)</u> 事務局、部及び課の庶務に関すること。</p> <p><u>(19)</u> 部内の他課の所管に属さないこと。</p>
	学務係	<p>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4) 学級編成に関すること。</p> <p>(5) 教科書の給付に関すること。</p> <p>(6) 学校の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 災害共済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</p> <p>(10) その他学校教育に関すること(教育指導課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(11) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p>	学務係	<p>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4) 学級編成に関すること。</p> <p>(5) 教科書の給付に関すること。</p> <p>(6) 学校の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 災害共済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</p> <p>(10) その他学校教育に関すること(教育指導課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(11) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p>	
教育指導課	指導係	<p>(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。</p>	教育指導課	指導係	<p>(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 就学指導に関する事。 (5) 就学指導委員会に関する事。 (6) 青少年相談に関する事。 (7) 教育相談に関する事。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関する事。 (9) 教科用図書、教具等の選定採決に関する事。 (10) 教育研究資料の編集等に関する事。 (11) 教職員の研修に関する事。 (12) 公立学校職員共済組合に関する事。 (13) その他学校教育指導に関する事。 			<ul style="list-style-type: none"> (4) 就学指導に関する事。 (5) 就学指導委員会に関する事。 (6) 青少年相談に関する事。 (7) 教育相談に関する事。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関する事。 (9) 教科用図書、教具等の選定採決に関する事。 (10) 教育研究資料の編集等に関する事。 (11) 教職員の研修に関する事。 (12) 公立学校職員共済組合に関する事。 (13) その他学校教育指導に関する事。
学校給食センター	給食係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食事業の企画及び運営に関する事。 (2) 学校給食センター運営協議会に関する事。 (3) 献立の作成及び栄養価計算に関する事。 (4) 給食材料の購入計画に関する事。 (5) 給食材料の検査及び保管に関する事。 (6) 調理の指導に関する事。 (7) 学校給食センターの管理運営に関する事。 (8) その他学校給食に関する事。 	学校給食センター	給食係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食事業の企画及び運営に関する事。 (2) 学校給食センター運営協議会に関する事。 (3) 献立の作成及び栄養価計算に関する事。 (4) 給食材料の購入計画に関する事。 (5) 給食材料の検査及び保管に関する事。 (6) 調理の指導に関する事。 (7) 学校給食センターの管理運営に関する事。 (8) その他学校給食に関する事。
(以下略)			(以下略)		